

令和7年第2回

吉田町教育委員会

日 時 令和7年2月26日(水)
午後1時30分

会 場 吉田町役場 5階会議室2

吉田町教育委員会

目 次

議案番号	件 名	ページ
第 1 号議案	吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について	1
第 2 号議案	吉田町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	3
第 3 号議案	吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について	7
第 4 号議案	吉田町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	9

第 1 号議案

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定
について

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱（平成27年吉田町教育委員会要綱第
3号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱（平成27年吉田町教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「委員長は、教育長をもって充て、副委員長は」を「委員長及び副委員長は」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

第 2 号議案

吉田町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

吉田町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成 22 年吉田町教育委員会
規則第 3 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

吉田町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成22年吉田町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第14条関係）										
利用カード交付申込書 兼 登録事項等変更届										
<p>※当てはまる番号に○をつけ、太枠内の該当箇所を御記入ください。</p> <p>1、 利用カード新規交付（利用カード番号以外の太枠内を御記入ください。）</p> <p>2、 登録事項変更（利用カード番号と変更内容を太枠内に御記入ください。）</p> <p>3、 長期不使用（利用カード番号と氏名を御記入ください。）</p>										
<p>楷書ではっきりと御記入ください。</p>										
<p>利用カード番号 ※新規交付のときは職員が記入します。</p>										
A									A	
フリガナ									保護者名（小学生以下のみ）	
氏名										
生年月日	年	月	日	性別	男・女 どちらかに○をつけてください					
住所	〒（ ） ※番地、アパート・マンション名、部屋番号まで御記入ください									
連絡先電話							自宅	呼出	その他	
携帯電話				FAX						
E-mail										
勤務先又は学校				勤務先電話番号						
パスワード							※英数字で4～9文字以内			
							→パスワードの利用方法については別紙案内を御参照ください。			
備考										
<p>※登録事項変更、長期不使用の場合に、家族分を同時に手続きするときは、備考欄に家族の氏名（ふりがな）、利用カード番号を御記入ください。</p> <p>【重要】こちらに御記入いただいた個人情報は、厳正に管理を行い、他の目的には</p>										
受付	年	月	日	チェック	免	個	学	他	（ ）	吉田町立図書館

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第19条関係)										
								年	月	日
吉田町立図書館長 様										
届出者氏名										
利用カード紛失届兼再交付申込書										
私は、月 日ころ吉田町立図書館利用カードを紛失したのでお届けします。 なお、併せて再交付を申し込みます。										
※太線内に御記入ください。(当てはまるところに○をつけてください) ※楷書ではっきりと御記入ください。										
新 利用カード番号										
A									A	
フリガナ							保護者名(小学生以下のみ)			
氏 名										
生年月日			年 月 日			性別		男・女 どちらかに○をつけてください		
住 所		〒()								
※番地、アパート・マンション名、部屋番号まで御記入ください。										
連絡先電話							自宅	呼出	その他 ()	
携帯電話					FAX					
E-mail		@								
勤務先又は学校					勤務先電話番号					
【重要】こちらに御記入いただいた個人情報は、厳正に管理を行い、他の目的には利用いたしません。										
旧 利用カード番号					再発行可能日	／	以降	再発行日	年 月 日	
					再発行回数		回	免	個 学 他	
受付	年 月 日			吉田町立図書館						

第 3 号議案

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱（平成26年吉田町教育委員会要綱第1号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する
要綱

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱（平成26年吉田町教育委員会要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	種別	位置
自彊小学校通級指導教室	言語	吉田町神戸1748番地の2吉田町立自彊小学校内 吉田町住吉2223番地吉田町立住吉小学校内
自彊小学校通級指導教室	発達	吉田町神戸1748番地の2吉田町立自彊小学校内
中央小学校通級指導教室	言語	吉田町片岡850番地の1吉田町立中央小学校内
住吉小学校通級指導教室	発達	吉田町住吉2223番地吉田町立住吉小学校内 吉田町片岡850番地の1吉田町立中央小学校内
吉田中学校通級指導教室	発達	吉田町住吉230番地吉田町立吉田中学校内

第4条の表を次のように改める。

名称	種別	通学区域
自彊小学校通級指導教室	言語	自彊小学校及び住吉小学校の学区
自彊小学校通級指導教室	発達	自彊小学校の学区
中央小学校通級指導教室	言語	中央小学校の学区
住吉小学校通級指導教室	発達	住吉小学校及び中央小学校の学区
吉田中学校通級指導教室	発達	吉田町の全域

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 4 号議案

吉田町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検
及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点
検及び評価に関する報告書について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳